

別添

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現 行
別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業、「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が平成25年5月15日社援発0	別紙 セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱 (通則) 1 (略) (交付の目的) 2 (略) (交付の対象) 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都市及び中核市を除き、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項に規定する一部事務組合及び同条第3項に規定する広域連合を含む。以下同じ。)が実施する事業及び中核市、市区町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)等が実施する事業に対し都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業並びに「厚生労働省所管の法人及び厚生労働大臣が特に必要と認めた法人であって、申請した事業が平成24年4月5日社援発0

515第1号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人（以下「社会福祉推進事業採択法人」という。）が行う社会福祉推進事業並びに平成25年5月15日社援発0515第6号厚労省社会・援護局長通知の別紙「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施要綱」（以下、「寄り添い型相談支援事業実施要綱」という。）に基づき厚生労働省の採択した法人（以下、「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人」という。）が実施する寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）として以下に掲げるもの。

(1)、(2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

実施要綱の別添3から17及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知。）及び「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知）のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(4) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

実施要綱の別添18に基づき、生活困窮者の自立の促進を図るため、それぞれの状態に応じた自立・就労支援等の体制の構築とともに、

0405第2号厚生労働省社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に定める社会福祉推進事業評価委員会における評価において採択された法人（以下「社会福祉推進事業採択法人」という。）が行う社会福祉推進事業として以下に掲げるもの。

(1)、(2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

実施要綱の別添3から16及び「介護福祉士等修学資金の貸付けについて」（平成5年5月31日厚生省社援発164号厚生事務次官通知。以下「介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱」という。）及び「生活福祉資金の貸付けについて」（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号本職通知）のほか関連通知に基づき、地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

それらを包括的に提供する相談支援体制を構築し、総合的な取り組みとして実施する事業。

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添19から23に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。

(6) 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）

寄り添い型相談支援事業実施要綱に基づき、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(6)により算出された額の合計額とする。

(略)

(1)、(2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が行う事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付事業については、第3欄に定め

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

実施要綱の別添18から22に基づき、中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援及び支援給付の適正な運営を確保する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。

(略)

(1)、(2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（市区町村については、地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化させる事業」を除く。）が行う事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入

る基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、NPO法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) 略

ウ (削除)

額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱第2の(1)に規定する都道府県が行う介護福祉士等修学資金貸付事業（以下「介護福祉士等修学資金貸付事業（都道府県実施分）」という。）については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

イ 社会福祉協議会等（社会福祉協議会、社会福祉法人、公益法人、NPO法人、厚生労働大臣が適当と認める団体をいう。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県、指定都市、中核市又は市区町村が補助する事業

(ア) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

なお、介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱第2の(2)に規定する都道府県が適当と認める団体が行う介護福祉士等修学資金貸付事業（以下「介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）という。」については、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) 略

ウ 地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」に対して都道府県が補助する事業

(ア) 市区町村ごとに、別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選

乙 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」 (ア)、(イ) (略) <u>(4) 生活困窮者自立促進支援モデル事業</u> ア <u>別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</u> イ <u>アにより選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</u> <u>(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業</u> ア～ウ (略) <u>(6) 寄り添い型相談支援事業 (全国支援事業)</u> <u>別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額 (社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u> (交付額の下限) 5 (略) (補助金の概算払)	定する。 <u>(イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</u> エ 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」 (ア)、(イ) (略) <u>(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業</u> ア～ウ (略) (交付額の下限) 5 (略) (補助金の概算払)
---	--

6 (1) (略)

(2) 社会福祉推進事業採択法人及び寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人が行う事業については、厚生労働大臣は原則として支払うべき額が確定した後、当該法人が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、厚生労働大臣は当該法人から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれを行わなければならない。(略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(削除)

(2) ～ (3) (略)

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」の場合は単価30万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) ～ (8) (略)

6 (1) (略)

(2) 社会福祉推進事業採択法人が行う事業については、厚生労働大臣は原則として支払うべき額が確定した後、当該法人が提出する精算払請求書に基づいて支払いを行う。この場合において、厚生労働大臣は当該法人から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれを行わなければならない。(略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）については、事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2) ～ (3) (略)

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」の場合は単価30万円以上）の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) ～ (8) (略)

(9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業を中止又は廃止した場合には、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10) ～ (14) (略)

(15) (削除)

(15)、(16) (略)

(17) (14) から(16)により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(18) (略)

(19) 間接補助事業者が(13) から(16)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(20) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」について、社会福祉推進事業採択法人又は寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、

(9) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業（都道府県実施分）を中止又は廃止した場合には、厚生労働大臣の定めるところにより返還金の2分の1に相当する金額を国庫に返還させることがある。

(10) ～ (14) (略)

(15) 都道府県は、地域福祉増進事業における地域福祉等推進特別支援事業のうち、「地域福祉活動等を活性化する事業」について間接補助金を交付する場合には、市区町村に対し、(1) から(3)、及び(6) から(8) までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1) から(3) 及び(8) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(16)、(17) (略)

(18) (14) から(17)により付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(19) (略)

(20) 間接補助事業者が(13) から(17)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(21) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」について、社会福祉推進事業採択法人は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式2により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(21) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」について、社会福祉推進事業採択法人又は寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(22) (略)

(24) , (25) (削除)

(22) 地域福祉等推進特別支援事業のうちの「社会福祉推進事業」について、社会福祉推進事業採択法人は、事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(23) (略)

(24) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を厚生労働大臣に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度として厚生労働大臣が定める額を国庫に返還しなければならない。

(25) 都道府県は、介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）について間接補助金を交付する場合には、都道府県が適当と認める団体に対し、（1）から（6）まで、（8）から（10）まで、及び（24）に掲げる条件並びに、「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。

この場合において、(1) から (3)、(5)、(8)、(9) 及び (24) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4) 中「厚生労働大臣の」とあるのは「都道府県知事の」と、(9) 中、「(都道府県実施分)」とあるのは「(団体実施分)」と、「返還金の2分の1」とあるのは「返還金及び中止又は廃止する時点における貸付原資等の残余额の4分の3に相当する額」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(9) 及び (24) 中「都道府県」とあるのは「都道府県が適当と認める団体」と、(10) 中、「未貸付金」とあるのは「未貸付金及び事務の運営費」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(24) 中「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(申請手続)

8 (略)

(1) (略)

ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)については、別紙様式4による申請書類を添えて、平成24年12月20日までに厚生労働省に提出して行うものとする。

(2) (略)

(3) (略)

ア 市区町村長は、別紙様式6による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ (略)

(申請手続)

8 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

ア 市区町村長は、別紙様式7による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ (略)

(4) 寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)実施法人は、別紙様式6による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末までに厚生労働大臣に提

出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。ただし、地域福祉等推進特別支援事業のうち「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」については、別紙様式8又は別紙様式9による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)、(2)及び(4)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

- 11 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、

(変更申請手続)

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月末までに行うものとする。ただし、地域福祉等推進特別支援事業のうち「社会福祉推進事業」については、別紙様式7による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 10 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 以外の場合

厚生労働大臣は、8の(1)及び(2)並びに9による交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

ただし、介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)については、交付申請書が到達した後、速やかに交付の決定(決定の変更を含む。)を行うこととする。

(交付決定の通知)

- 11 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付決定(又は変更交付決定)があったときは、

市区町村長に対し、別紙様式10又は別紙様式11により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 社会福祉推進事業採択法人は、事業が完了したときは、別紙様式13による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市区町村長は、別紙様式15による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式12に添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(4) 寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）実施法人は、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（7（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式14による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

市区町村長に対し、別紙様式8又は別紙様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、事業が完了したときは、別紙様式10による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 社会福祉推進事業採択法人は、事業が完了したときは、別紙様式11による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市区町村長は、別紙様式12による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

イ 都道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式10に添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式16により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

(補助金の額の確定の通知)

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市区町村長に対して、別紙様式13により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

14 (略)

(その他)

15 (略)

(改正後)

別表

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援プログラム策定実施推進事業	(略)	(略)	(略)
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	(略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、	(略)

(現行)

別表

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対象経費	5 補助率
1 自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援プログラム策定実施推進事業 (日常・社会生活及び就労自立総合支援事業(自立支援におけるトランポリン機能の強化)を除く)	(略)	(略)	(略)
	日常・社会生活及び就労自立総合支援事業 (自立支援におけるトランポリン機能の強化)	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金	3/4 (直接補助)
2 生活保護適正実施推進事業	生活保護法施行事務監査等事業	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業を除く)	(略)	(略)	(略)
	生活保護適正化事業 (町村福祉事務所設置推進支援事業)	(略)	(略)	(略)
3 地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	(略)	○ (略) ○ (略) ○ (略) ○都道府県が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、	(略)

		使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る）、<u>備品購入費、手当（受入施設の研修担当者にかかるものに限る）</u> ○（略） ○都道府県、市が行う社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費 ○（略） ○（略） ○（略）				使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る） ○（略） ○都道府県、指定都市、中核市が行う社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費 ○（略） ○（略） ○（略）	
		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			<u>○介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）の財源として都道府県が適当と認める団体に対して補助する次に掲げる経費</u> <u>（１）介護福祉士等修学資金の貸付原資として交付する額</u> <u>（２）貸付事務費</u> <u>給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費</u>	3 / 4 （間接補助）
地域福祉支援事業	（略）	<u>（削除）</u>	（略）	地域福祉支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<u>○日常生活自立支援事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費</u> <u>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険</u>	（略）

		○生活福祉資金貸付事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費（指定都市にあつては、（１）の経費に限る） （１）（略） （２）（略） （３）（略） （４）（略） ○（略）				料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金 ○生活福祉資金貸付事業の財源として都道府県、指定都市が都道府県社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 （１）（略） （２）（略） （３）（略） （４）（略） ○（略）	
地域福祉等推進特別支援事業	（略）	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金	（略）	地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村（地域福祉活動等を活性化する事業を除く。）が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金	（略）
		○地域福祉等推進特別支援事業の財源として都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金 ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費は次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費（諸謝金）、旅費（国内	（略）			○地域福祉等推進特別支援事業の財源として都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く。）、助成金 ただし、社会福祉推進事業の実施に必要な経費は次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費（諸謝金）、旅費（国内旅費及	（略）

		旅費及び外国旅費)、消耗品費、燃料費、食糧費(会議費)、印刷製本費、光熱水費、役務費(雑役務費、通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費				び外国旅費)、消耗品費、燃料費、食糧費(会議費)、印刷製本費、光熱水費、役務費(雑役務費、通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
		(削除)	(削除)			○地域福祉活動等を活性化 する事業の財源として都道府県が市区町村に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)	2/3 (間接補助)
安心生活基盤構築事業	(略)	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う安心生活創造推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。) ○日常生活自立支援事業の財源として都道府県・指定都市が都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)、助成金	10/10 (直接補助) 日常生活自立支援事業に係る経費は 1/2 (間接補助) ただし、前年度国庫補助基本額(前年度交付決定時)より増額した金額であつて、あらかじめ厚生労働大臣に協議して定めた金額については、 3/4 (間接補助)		安心生活創造事業	(略) ○市区町村が行う安心生活創造事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費)、使用料、賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)	10/10 (直接補助)

地域資源・人材育成支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	○都道府県、指定都市、中核市、市区町村が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費。 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金	1/2 (直接補助)
		○地域資源・人材育成支援事業の財源として、都道府県、指定都市、中核市、市区町村が社会福祉協議会等に対して補助する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金	1/2 (間接補助)
ひきこもり対策推進事業 (ひきこもりサポーター派遣事業を除く)	(略)	(略)	(略)
ひきこもり対策推進事業 (ひきこもりサポーター派遣事業)	厚生労働大臣が必要と認めた額	○市町村が行うひきこもり対策推進事業の事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2 (直接補助)
地域生活定着促進事業	(略)	(略)	(略)

ひきこもり対策推進事業	(略)	(略)	(略)
地域生活定着促進事業	(略)	(略)	(略)

4 生活困窮者自立 促進支援モデル事業	生活困窮者自 立促進支援モ デル事業	厚生労働大臣が必要と 認めた額	○都道府県、指定都市、中 核市、市区町村が行う事業 の実施に必要な次に掲げる 経費 給料、職員手当等、報 酬、共済費、報償費、旅 費、賃金、需用費（消耗品 費、燃料費、印刷製本費、 修繕費、食料費）、使用 料、賃借料、役務費（通信 運搬費、保険料、手数料 料）、委託料、備品購入費 （単価30万円以上の備品 を除く）、負担金	10/10 (直接補助)
5 中国残留邦人等 地域生活支援 事業	中国残留邦人 等地域生活支 援事業	(略)	(略)	(略)
6 寄り添い型相談 支援事業（全国 支援事業）	寄り添い型相 談支援事業 （全国支援事 業）	厚生労働大臣が必要と 認めた額	寄り添い型相談支援事業 （全国支援事業）の実施に 必要な次に掲げる経費 俸給及び諸手当、社会保 険事業主負担金、諸謝金、 職員旅費、委員等旅費、庁 費（備品費、消耗品費、印 刷製本費、通信運搬費、 光熱水料、借料及び損 料、会議費、燃料費、賃 金及び雑役務費）、委託 料	10/10 (直接補助)

4 中国残留邦人等 地域生活支援 事業	中国残留邦人 等地域生活支 援事業	(略)	(略)	(略)

別紙様式1 (略)

別紙様式2

番
年 月 日
号

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分・寄り添い型特定支援事業（全国支援事業）分）について、セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱の7の（20）の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還額相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

別紙様式1 (略)

別紙様式2

番
年 月 日
号

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業分）について、セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱の7の（20）の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還額相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

別紙様式4 (略)

(別紙1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

鄧蓮府果
指定鄧市
中核市品

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(單位：日)

[illegible]

- (注) 1 図には、C面とD面とE面と比較して少ない方の面を記載すること。
2 ①から③については1面に1箇条の條文、1箇条は1箇条に別表に定めるそれぞれの簡称語を用いて得た語を記載すること。また、14-07-0117-07-01については、1欄にはF面とI面とを比較して少ない面を記載すること。
3 ④立派アウカム等英知能連事簿」及び「英語辞書正誤異義連事簿」の例には、普及型辞書類を収める取分が全くなかった。
4 ⑤⑥⑦のA欄からJ欄は、別表の「セマティック文法辞書等事業費助成金所管部局(地域経済活性化)」に就いて記載すること。
5 J欄に平四角線の横線が生じた場合は取り除くこと。

別紙様式3 (略)

別紙様式4 (略)

(別紙1-1)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

鄆道府県
指定都市
中核市

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(單位：元)

[illegible]

- (注) 1) D 国には、C 国と D 国と E 国と比較してわずかに少ない方の額を記録すること。
2) 11(4)から 11(7)については 1 国には D 国の額を、2 国には 1 国目の額に劣るそれより 1 国目の額の値をもつて得た額を記録すること。また、11(4)から 11(7)については、1 国には D 国と E 国とを比較して少ない方の額を記録すること。
3) 「公債及び公債の利息の付する債権」及び「証券の利息の付する債権」の額は、市況及び証券市場を代表する行情を意味しない。
4) 17(1)の人員数については、別添の「セーフティネット」文書に附する事業年度の所収調査書(地域経済調査書第 3 分表)に依つて記録すること。
5) 国に 1 年間の経済成長率が 1 年あたり 1 割以上あること。

(別紙1-2)

平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査
介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県名

1 都道府県総表

(單位:円)

区分種目				付託経費の 支出予定額	高津額		過定額		都道府県補助 額千圓	都道府県補助予定 額	国庫補助 額千圓	国庫補助 所費概
				A	B	C		D	E	F		
国 庫 補 助	地域福祉 増進事業	地域福祉 基盤整備事業	介護福祉士等研修資金 交付事業 (国作共給分)									
合 計												

- (注) 1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 F欄にはC欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
3 G欄は、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
4 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市
（単位：円）

（単位：円）

区 分		事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基盤経費	運営経費	都道府県指定都市中核市中核市補助金額	都道府県指定都市中核市中核市補助金額	国庫補助金本額	国庫補助金所要額
区 分		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
直 接 助 成	地域福祉増進事業	民生委員・児童委員研修事業									
		福祉人材育成推進事業									
		福祉人材育成推進事業									
		外国人介護福祉士研修費等受入施設運営支援事業									
		都道府県庁舎改修等研究事業									
		社会福祉法人推進事業									
		社会福祉法人社会計画推進事業									
		消費生活協同組合推進事業									
		災害救助対策事業									
		災害救助対策事業									
		国庫補助（救済）									
		国庫補助（救済）									
		小 計									
		小 計									

（記入要領）

A～J欄の項目は、原則として各事業の指図書に従って記入すること。

【国庫補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の運営費を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【国庫補助事業について】中「国庫補助事業について」の(1)及び(2)は、国庫補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とJ欄とを比較して少ない額を記入すること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（地域福祉増進事業分）

都道府県
指定都市
中核市
（単位：円）

（単位：円）

区 分		事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基盤経費	運営経費	都道府県指定都市中核市中核市補助金額	都道府県指定都市中核市中核市補助金額	国庫補助金本額	国庫補助金所要額
区 分		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
直 接 助 成	地域福祉増進事業	民生委員・児童委員研修事業									
		福祉人材育成推進事業									
		福祉人材育成推進事業									
		外国人介護福祉士研修費等受入施設運営支援事業									
		都道府県庁舎改修等研究事業									
		社会福祉法人推進事業									
		社会福祉法人社会計画推進事業									
		消費生活協同組合推進事業									
		災害救助対策事業									
		災害救助対策事業									
		国庫補助（救済）									
		国庫補助（救済）									
		小 計									
		小 計									

（記入要領）

A～J欄の項目は、原則として各事業の指図書に従って記入すること。

【国庫補助事業について】

(1) F欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の運営費を積み上げた金額を記入すること。

(2) I欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、I欄の額にそれぞれの補助率を乗じて得た額を記入すること。

【国庫補助事業について】中「国庫補助事業について」の(1)及び(2)は、国庫補助事業についても同様の取扱いとする。

(1) I欄は、F欄とJ欄とを比較して少ない額を記入すること。

別紙様式 4-2 (削除)

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査市区町村別内訳表

都道府県 名

(1) 地域福祉等推進特別支援事業（地域福祉等を活性化させる事業）

	市区町村名	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	遡定額	都道府県 補助金基本額	都道府県 補助金予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
		A	B	(A-B) C	D	E	F	G	H	I	J
地域において 支援を必要と する人々に対 する福祉活動 を活性化する 取組	〇〇〇市町村	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	〇〇〇市町村										
	小計（カ所）										
生活不安定者 に対する自立 支援の取組	〇〇〇市町村										
	〇〇〇市町村										
	小計（カ所）										
合計（カ所）											

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
2 G欄には、F欄の額に4分の3を乗じて得た額を記載すること。
3 I欄には、G欄とH欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
4 J欄には、I欄の額に3分の2を乗じて得た額を記載すること。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

2 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業 (直接補助分)	自立支援プログラム 策定実施推進事業	報 酬	金
		賃 費	金
		報 償	費
		共 済	費
		旅 用	費
		需 務	費
		役 託	料
		委 用	料
		使 借	料
		賃 品 購 入	費 金
計			
小 計			

自立支援プログラム 策定実施推進事業 (間接補助分)	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (居宅生活移行支援事業)	報 賃 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 負	酬 償 済 用 務 託 用 借 購 入	金 費 費 費 費 料 料 料 費 金
			品	
			計	
		小 計		

3 所要額算出内訳書

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
自立支援プログラム 策定実施推進事業 (日常・社会生活及び就労 自立総合支援事業（自立 支援におけるトランポリ ン機能の強化）を除く。）	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (日常・社会生活及び 就労自立総合支援事業 （自立支援におけるトラン ポリン機能の強化）	報 酬	金
		賃 費	金
		報 償	費
		共 済	費
		旅 用	費
		需 務	費
		役 託	料
		委 用	料
		使 借	料
		賃 品 購 入	費 金
備 負 担	金		
	計		
自立支援プログラム 策定実施推進事業 (直接補助分)	日常・社会生活及び 就労自立総合支援事業 （自立支援におけるトラン ポリン機能の強化）	報 酬	金
		賃 費	金
		報 償	費
		共 済	費
		旅 用	費
		需 務	費
		役 託	料
		委 用	料
		使 借	料
		賃 品 購 入	費 金
備 負 担	金		
	計		
	小 計		

自立支援プログラム 策定実施推進事業 (間接補助分)	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (居宅生活移行支援事業)	報 酬	金
		賃 費	金
		報 償	費
		共 済	費
		旅 用	費
		需 務	費
		役 託	料
		委 用	料
		使 借	料
		賃 品 購 入	費 金
小 計		計	

別紙様式 4-2 生活保護適正実施推進事業（略）

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添 1 のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添 2 のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添 3 のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業 分)	—	別添 4 のとおり、
	安心生活基盤構築事業 (うち日常生活自立支援事業 分)	—	別添 5 のとおり
	地域資源・人材育成支援事業	—	別添 6 のとおり

(都道府県・指定都市：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	ひきこもり対策推進事業 (1 か所目)	報 酬 賃 金 共 済 報 償 旅 費 需 用 役 務 委 託 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 計	
	ひきこもり対策推進事業 (2 か所目)	報 酬 賃 金 共 済 報 償 旅 費 需 用 役 務 委 託 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 計	
合 計			

注 ひきこもり地域支援センター1か所ごとに、積算すること。

別紙様式 4-3 生活保護適正実施推進事業（略）

(都道府県・指定都市・中核市名：)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業	—	別添 1 のとおり
	地域福祉支援事業	—	別添 2 のとおり
	地域福祉等推進 特別支援事業	—	別添 3 のとおり
	安心生活創造事業	—	別添 4 のとおり

※ 地域福祉基盤整備事業費については「介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）」を除く。

(都道府県・指定都市：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	ひきこもり対策推進事業 (1 か所目)	報 酬 賃 金 共 済 報 償 旅 費 需 用 役 務 委 託 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 計	
	ひきこもり対策推進事業 (2 か所目)	報 酬 賃 金 共 済 報 償 旅 費 需 用 役 務 委 託 使用料及び賃借料 備 品 購 入 費 計	
合 計			

注 ひきこもり地域支援センター1か所ごとに、積算すること。

(都道府県：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着促進事業	報 酬	
		給 料	
		職 員 手 当	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
	計		

(都道府県：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域生活定着促進事業	報 酬	
		給 料	
		職 員 手 当	
		賃 金	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		委 託 料	
		使用料及び賃借料	
		備 品 購 入 費	
計			

(都道府県名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業 介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)	—	別添5のとおり

(都道府県・指定都市・中核市名：)

(単位：円)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
生活困窮者自立促進支援 モデル事業	生活困窮者支援モデル事業	給 料	
		職 員 手 当 等	
		報 酬	
		共 済 費	
		報 償 費	
		旅 費	
		賃 金	
		諸 用 費	
		(消 耗 品 費)	
		(燃 料 費)	
		(印 刷 製 本 費)	
		(修 繕 費)	
		(食 料 費)	
		使 用 用	
		賃 借 料	
		役 務 費	
		(通 信 運 搬 費)	
		(保 険 料)	
		(手 数 料)	
		委 託 費	
		備 品 購 入 費	
		負 担 金	
		計	

別紙様式 4-3 中国残留邦人等支援事業 (略)
別添 1～2 (略)

別紙様式 4-3 中国残留邦人等支援事業 (略)
別添 1～2 (略)

別添 3

地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位: 円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

別添 3

地域福祉等推進特別支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位: 円)

事業区分	事業名	対象経費	
		科目	金額

(注) 事業区分欄には、「広域福祉活動推進事業」「地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組」「生活不安定者に対する自立支援の取組」の3つの区分のうちから記入すること。

別添4

安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

都道府県
指定都市
中核市 名

（単位：円）

事業名	対象経費	
	科目	金額

別添4

安心生活創造事業

指定都市
中核市 名

（単位：円）

事業名	対象経費	
	科目	金額

別添5

安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）

都道府県
指定都市 名

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

別添5

地域福祉増進事業（地域福祉基盤整備事業）

都道府県名

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額
介護福祉士等修学資金貸付事業 （団体実施分）		

(内訳)

	貸付予定実人員	対象経費支出予定額
介護福祉士養成施設（①）	人	円
社会福祉士養成施設（②）	人	円
実務者研修養成施設（③）	人	円

	貸付予定実人員	対象経費支出予定額
生活費加算分（④）	人	円

(注) 1 内訳には、今回の予算措置による貸付予定実人員及び対象経費支出予定額を記入すること。

2 対象経費の金額欄は、内訳の①から④の合計額と一致すること。

実施主体	
------	--

別添6

地域資源・人材育成支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

別添Z-1

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基 本 研 修	開始予定 年月日	終了予定 年月日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考	
		合 計 ①				名		
実 地 研 修								
	合 計 ②				名			
研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)			
		事業内容						
	実 地 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)			
		事業内容						

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添6-1

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基 本 研 修	開始予定 年月日	終了予定 年月日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考	
		合 計 ①				名		
実 地 研 修								
	合 計 ②				名			
研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)			
		事業内容						
	実 地 研 修	予定講師数	医師: 名 保健師: 名	看護師: 名 その他: 名	助産師: 名 (合計: 名)			
		事業内容						

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添Z-2

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)
(支出予定額内訳欄)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

別添6-2

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第一号、第二号研修)
(支出予定額内訳欄)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

別添7-3

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基 本 研 修	開始予定 年 月 日	終了予定 年 月 日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考	
		合 計 ①				名		
実 地 研 修								
	合 計 ②				名			

研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	予定講師数	医師： 保健師：	名 名	看護師： その他：	名 名	助産師： (合計：	名 名)	
		事業内容							

実 地 研 修	予定講師数	医師： 保健師：	名 名	看護師： その他：	名 名	助産師： (合計：	名 名)
	事業内容						

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添6-3

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(第三号研修)

(都道府県名)

研 修 実 施 計 画	基 本 研 修	開始予定 年 月 日	終了予定 年 月 日	研修事業 実施団体	研修受講 予定者数	実施場所	備 考	
		合 計 ①				名		
実 地 研 修								
	合 計 ②				名			

研 修 の 実 施 内 容 等	基 本 研 修	予定講師数	医師： 保健師：	名 名	看護師： その他：	名 名	助産師： (合計：	名 名)	
		事業内容							

実 地 研 修	予定講師数	医師： 保健師：	名 名	看護師： その他：	名 名	助産師： (合計：	名 名)
	事業内容						

(注)「研修事業実施団体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

別添2-4

事業計画書

都道府県略痰吸引等研修事業(第三号研修)
(支出予定額内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

別添6-4

事業計画書

都道府県略痰吸引等研修事業(第三号研修)
(支出予定額内訳調)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
合 計		

別添Z-5

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)

(都道府県名)

1 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所属及び職種	人数	備考(役割等)
事業名称	取組内容		作成成果物等

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

2 指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者: 名 合計: 名

(注)「実施主体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

3 その他

事業名	
事業目的	
事業計画	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

別添6-5

事業計画書

都道府県喀痰吸引等研修事業(研修関連事業)

(都道府県名)

1 都道府県「研修実施委員会」設置促進事業

委員会名称			
構成員	所属及び職種	人数	備考(役割等)
事業名称	取組内容		作成成果物等

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

2 指導者育成事業

実施主体			
時間数			
使用備品等			
実施内容			
実施回数	回	受講者数	1回あたりの受講者: 名 合計: 名

(注)「実施主体」欄は、都道府県が直接実施する場合は都道府県名を、委託する場合には委託先の団体名を記入すること。

3 その他

事業名	
事業目的	
事業計画	

(注)複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

別添7-6

事業計画書

都道府県略疫吸引等研修事業(研修関連事業)
(支出予定額内訳欄)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1 研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
2 指導者育成事業関係		
3 その他の事業関係		
合 計		

(注)「(3)その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

別添6-6

事業計画書

都道府県略疫吸引等研修事業(研修関連事業)
(支出予定額内訳欄)

(単位:円)

経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
1 研修実施委員会関係 ・賃金 ・報酬 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費		
2 指導者育成事業関係		
3 その他の事業関係		
合 計		

(注)「(3)その他の事業」について複数の事業を計画している場合には、事業ごとに記載すること。

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別所要額内訳

修漢符號名

(單位：円)

[illegible]

(注) 1. F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 (1)から(3)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に別表に定めるそれぞれの増徴率を乗じて得た額を記載すること。
また、(1)から(3)については、H欄にはF欄とG欄とを合計して少ない額を記載すること。ただし、千円未満の増徴が生じた場合は切り捨てること。

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別所要額内訳

輕道府鳴名

(單位：円)

		区 分		記事費金	事件金その他の収入額	繰引額	令和5年度の支出予定額	当年度	確定額	市町村計議務所定額	国庫補助金率額	国庫補助所費額	既交付決定額	繰入金所費額
				A	B	(A-B)×C	D	E	F	G	H	I	J	(J-I)
市 区 町 村 分	立寄補助 増正実施増進事業	自立支援プログラム 電気実施増進事業	(1)自立支援プログラム電気実施増進事業											
			(2)日常生活・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率2/4）											
			(3)生活再建増進正化事業											
			(4)高齢者社会生活支援事業（補助率1/3）（要請）											
			(5)町村事務所設置推進支援事業											
			小 計											
立寄補助 増正実施増進事業	自立支援プログラム 電気実施増進事業	自立支援プログラム電気実施増進事業	(1)自立支援プログラム電気実施増進事業											
			(2)日常生活・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率2/4）											
			(3)生活再建増進正化事業											
			(4)高齢者社会生活支援事業（補助率1/3）（要請）											
			(5)町村事務所設置推進支援事業											
			小 計											
立寄補助 増正実施増進事業	自立支援プログラム 電気実施増進事業	自立支援プログラム電気実施増進事業	(1)自立支援プログラム電気実施増進事業											
			(2)日常生活・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率2/4）											
			(3)生活再建増進正化事業											
			(4)高齢者社会生活支援事業（補助率1/3）（要請）											
			(5)町村事務所設置推進支援事業											
			小 計											
立寄補助 増正実施増進事業	自立支援プログラム 電気実施増進事業	自立支援プログラム電気実施増進事業	(1)自立支援プログラム電気実施増進事業											
			(2)日常生活・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率2/4）											
			(3)生活再建増進正化事業											
			(4)高齢者社会生活支援事業（補助率1/3）（要請）											
			(5)町村事務所設置推進支援事業											
			小 計											
合 計														
市 区 町 村 分	立寄補助 増正実施増進事業	自立支援プログラム 電気実施増進事業	(1)自立支援プログラム電気実施増進事業											
			(2)日常生活・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率2/4）											
			(3)生活再建増進正化事業											
			(4)高齢者社会生活支援事業（補助率1/3）（要請）											
			(5)町村事務所設置推進支援事業											
			小 計											
立寄補助 増正実施増進事業	自立支援プログラム 電気実施増進事業	自立支援プログラム電気実施増進事業	(1)自立支援プログラム電気実施増進事業											
			(2)日常生活・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率2/4）											
			(3)生活再建増進正化事業											
			(4)高齢者社会生活支援事業（補助率1/3）（要請）											
			(5)町村事務所設置推進支援事業											
			小 計											
立寄補助 増正実施増進事業	自立支援プログラム 電気実施増進事業	自立支援プログラム電気実施増進事業	(1)自立支援プログラム電気実施増進事業											
			(2)日常生活・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率2/4）											
			(3)生活再建増進正化事業											
			(4)高齢者社会生活支援事業（補助率1/3）（要請）											
			(5)町村事務所設置推進支援事業											
			小 計											
合 計														

(注) 1. F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

(2) (1)から(3)については、対照にはF欄の額を、I欄にはF欄の額に割棄に定めるそれぞれの割棄率を乗じて得た額を記載すること。また、(3) (4)については、F欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

別紙様式6

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

法 人 名

代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
（寄り添い型相談支援事業（全国支援事業分））の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別記1）

（2）対象経費支出予定額算出明細書（別記2）

（3）事業計画書（別記3）

（4）直近の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

（5）業務実施体制を明らかにした書類

（6）その他参考となる書類

別紙1

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)所要額調書

(円)

事業番号	交付金 その他の 収入額	差 引 額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基 金 額	差 引 額 (D+Eとを 比較して少 ない方の額)	国庫補助基本額 (GとFとを 比較して少 ない方の額)	国庫補助所要額
A	B	C	D	E	F	G	H

(注) G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記 2

対象経費支出予定額算出明細書

区分	費用の額	積算内訳・内容
俸給		・専門員 〇〇円×〇人 ・コーディネーター 〇〇円×〇人 ・電話相談員 〇〇円×〇人 ・支援員 〇〇円×〇人 ・協力員 〇〇円×〇人
諸手当		
社会保険事業主負担金		
諸謝金		
職員旅費		
委員等旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
うち電話関係費		・電話敷設 ・電話基本料 ・通話料
光熱水料		
借料及び損料		
会議費		
燃料費		
賃金		
雑役務費		
委託料		
合計		

別記3

寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)実施計画書

1. 中央センターの設置

所在地

職員配置	氏名	資格	専門分野	略歴
専門員				
コーディネーター				
電話相談員				

電話回線数

2. 地域センターの設置

担当地域	運営者	電話回線数	職員配置
			電話相談員:○人、協力員:○人

3. 協力団体

担当地域	運営者	担当地域	職員配置
			電話相談員:○人、協力員:○人

4. 広報・普及啓発方法

--

別紙様式 7

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙）
(2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金 (A) - (B)	円

別紙様式 6

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調書（別紙）
(2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

3 変更申請の場合には、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額	金	円 (A)
前回までの交付決定額	金	円 (B)
差引今回変更増△減額	金 (A) - (B)	円

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

市(区)町村名

(單位：円)

1 市(区)町村分総表

[illegible]

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄と比較していずれか少ない方の値を記載すること。
2 UからV欄については、H欄にはF欄の値を、I欄にはH欄の値に別荘に定めるそれぞれの補助印を乗じて得た値を記載すること。また、UからV欄については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない値を記載すること。(ただし、千四十四の増徴が生じた場合は切り捨てること。)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金所要額調査

市(区)町村名

(單位：元)

1 市(区)町村分総表

[illegible]

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の値を記載すること。
2 (1)から(6)については、H欄にはF欄の値を、I欄にはH欄の値に對表に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た値を記載すること。また、(9) (10)については、J欄にはF欄とG欄とを比較して少ない方とすること。(ただし、千円未満の端数を上げた場合は切り捨てること。)

2 所要額算出内訳書

(市(区)町村名:)

(単位: 円)

区 分	種 目	対 象 経 費		
		科 目	金 額	
自立支援プログラム 策定実施推進事業 (直接補助分)	自立支援プログラム 策定実施推進事業	報 賃 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 品 負	酬 金 費 費 費 費 費 料 料 料 入 金	
		計		
	小 計			

自立支援プログラム 策定実施推進事業 (間接補助分)	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (居宅生活移行支援事業)	報 賃 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 品 負	酬 金 費 費 費 費 費 料 料 料 入 金	
		計		
	小 計			

2 所要額算出内訳書

(市(区)町村名:)

(単位: 円)

区 分	種 目	対 象 経 費		
		科 目	金 額	
自立支援プログラム 策定実施推進事業 (日常・社会生活及び就労 自立総合支援事業(自立 支援におけるトランポー ン機能の強化)を除く。)	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (日常・社会生活及び 就労自立自立総合支援事業 (自立支援におけるトラン ポーン機能の強化)	報 賃 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 品 負	酬 金 費 費 費 費 費 料 料 料 入 金	
		計		
	小 計			

自立支援プログラム 策定実施推進事業 (間接補助分)	自立支援プログラム 策定実施推進事業 (居宅生活移行支援事業)	報 賃 報 共 旅 需 役 委 使 賃 備 品 負	酬 金 費 費 費 費 費 料 料 料 入 金	
		計		
	小 計			

別紙様式 7-2 生活保護適正実施推進事業（略）

(市(区)町村名:)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉基盤整備事業 (社会福祉法人指導監督事業 (補助率1/2分))	旅 費	
		計	
	地域福祉等 推進特別支援事業	—	別添のとおり
	安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)	二	別添のとおり
	地域資源・人材育成支援事業	二	別添のとおり
生活困窮者自立促進支援 モデル事業	生活困窮者支援モデル事業	給 料 職 員 手 当 等 製 酬 共 法 費 租 賃 費 旅 費 賃 金 盤 用 費 (消 耗 品 費) (燃 料 費) (印 刷 製 本 費) (経 費 費) (食 料 費) 使 用 用 賃 借 料 役 務 費 (通 信 運 搬 費) (保 険 料) (手 数 料) 委 託 費 備 品 購 入 費 負 担 金 計	

別紙様式 7-2 生活保護適正実施推進事業（略）

(市(区)町村名:)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
地域福祉増進事業	地域福祉等 推進特別支援事業	—	別添のとおり
	安心生活創造事業	—	別添のとおり
中国残留邦人等 地域支援事業	中国残留邦人等 地域支援事業	報 酬 報 償 費 報 償 費 旅 用 費 需 務 費 役 務 料 使 用 料 賃 借 料 賃 金 備 品 購 入 費 委 託 料 扶 助 費 補 助 金 負 担 金 計	

(市(区)町村名:)

区 分	種 目	対 象 経 費	
		科 目	金 額
中国残留邦人等 地域支援事業	中国残留邦人等 地域支援事業	報 酬	
		報 償 費	
		共 済 費	
		旅 費	
		需 用 費	
		役 務 費	
		使 用 料	
		賃 借 料	
		賃 金	
		備 品 購 入 費	
		委 託 料	
		扶 助 費	
		補 助 金	
負 担 金			
	計		

別添
地域福祉等推進特別支援事業

市区町村 名 _____
(単位：円)

事業名	対 象 経 費	
	科 目	金 額

別添
地域福祉等推進特別支援事業

市区町村 名 _____
(単位：円)

事業区分	事業名	対 象 経 費	
		科 目	金 額

(注) 事業区分欄には、「小地域福祉活動推進事業」「地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組」「生活不安定者に対する自立支援の取組」の3つの区分のうちから記入すること。

別添

地域資源・人材育成支援事業

市区町村名

(単位：円)

事業名	対象経費	
	科目	金額

別紙様式8

番
年 月 日
号

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分)に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって交付決定を受けた標記の補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付 (一部取消) 申請額	金	円
{ 内訳 国庫補助金既交付決定額	金	円
	変更後国庫補助金所要額	金

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、所要額調書は別紙1とし、その他については申請手続の様式に準ずる

4 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本

(注) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書)及び事業実績報告書。

(3) その他(事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

別紙様式8 別紙(略)

別紙様式7

番
年 月 日
号

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分)に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号をもって交付決定を受けた標記の補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付 (一部取消) 申請額	金	円
{ 内訳 国庫補助金既交付決定額	金	円
	変更後国庫補助金所要額	金

2 変更を必要とする理由

3 変更に必要な諸様式については、所要額調書は別紙1とし、その他については申請手続の様式に準ずる

4 添付書類

(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)予算(見込)書抄本

(注) 予算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。

(2) 法人においては、①定款、寄附行為又はこれらに相当する規則等。②役員名簿、③理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計画書)及び事業実績報告書。

(3) その他(事業の内容について参考となる資料を添付すること。)

別紙様式8 別紙(略)

別紙様式 9

番 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

法 人 名

代 表 者 印

平成 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金

(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業分))に係る変更交付申請について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付(一部取消)申請所要額調書(別記1)

2 変更を必要とする理由

3 変更にする諸様式については、所要額調書は別記1とし、その他については申請手続の様式に準ずる

4 添付書類

(1) 直近の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)

(2) 業務実施体制を明らかにした書類

(3) その他参考となる資料

附記1

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)所要額調査書

(円)

総事業費	寄付金 その他の 収入額	差 引 額 (A-B)	対象経費 支出予定額	基 準 額	測 定 額 (DとEとを 比較して少 ない方の額)	国庫補助金不 額 (CとFとを 比較して少 ない方の額)	国庫補助所要額	既 交 付 決 定 額	差引追加交付 (一部取消) 申 請 額 H-I J
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

(注) 当初申請と異なる箇所については、変更前を上段に()書き変更後を下段に列記し記入すること。
G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別紙様式 10

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付決定通知書

市（区）町村

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条（第1項の規定により、第3項の規定により、修正のうえ）次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、（平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり）である。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

別紙様式 10 3～7（略）

別紙様式 8

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付決定通知書

市（区）町村

平成 年 月 日第 号で申請のあった平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条（第1項の規定により、第3項の規定により、修正のうえ）次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は、（平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり）である。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

別紙様式 8 3～7（略）

別紙様式 11

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市（区）町村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフティネット
支援対策等事業費補助金については、（平成 年 月 日第 号申請に基づき、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、）決定の内容の一部を次の
とおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、（補助金等に係る予算の執行の適
同
正化
に関する法律（昭和30年法律第179号））第18条第1項の規定により、平成
年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月
〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット
支援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業で
あり、その内容は、平成 年 月 日申請書記載のとおりである。

別紙様式 11 2～4（略）

別紙様式 9

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
追加交付決定（交付決定一部取消）通知書

市（区）町村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフティネット
支援対策等事業費補助金については、（平成 年 月 日第 号申請に基づき、
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、）決定の内容の一部を次の
とおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金〇〇〇〇円については、（補助金等に係る予算の執行の適
同
正化
に関する法律（昭和30年法律第179号））第18条第1項の規定により、平成
年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成〇〇年〇〇月
〇〇日厚生労働省発社援第〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「セーフティネット支
援対策等事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、
その内容は、平成 年 月 日申請書記載のとおりである。

別紙様式 9 2～4（略）

別紙様式 12

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市（区）町村分の事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙1）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 事業実績報告（別紙2）
- 4 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別精算額内訳書（別紙3）
- 5 その他参考となる書類

別紙様式 10

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市（区）町村分の事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果、適正と認められるので、併せて提出する。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙1）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 事業実績報告（別紙2）
- 4 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別精算額内訳書（別紙3）
- 5 その他参考となる書類

平成 年度サーフティネット支援対策等事業費補助金積算書

鄆道府県
指定新市
中核市名

1 都道府県・指定都市・中核市様表

(注) 1 下欄には、G欄とD欄とE欄と比較していずれも小さい方の額を記載すること。
2 ①から⑤については、欄には下欄の額と、①欄には①欄の額に所定に定める率の割増率を有して得た額を記載すること。また、①から⑤については、①欄には下欄と①欄を比較して小さい額を記載すること。
3 「自立支援プログラム策定推進補助事業」及び「生活再建支援推進補助事業」の①欄には、市町村等事業所を記載する旨の付帯を要しないこと。
4 ⑤の①のA欄は、前掲の「セーフティネット支援付帯事業費補助金特例募集(地域包括支援事業分)」に按じて記載すること。
5 ①欄に平均所得の値が年々上り続ける場合は、1年ごとに記載すること。

平成 年度ヤーフティネット支援対策等事業費補助金積算書

都道府県
指定都市
中核市等

1 都道府県・指定都市・中核市総表

(注) 1) F国には、C国とD国とを拠を比較してどれだけ少ない方の額を記載すること。
2) F国にC国についてはF国に拠する額を、J国についてはJ国の額に拠して定められそのJの拠する額を記載すること。また、(14)から(17)については、F国にはF国とJ国とを比較して少ない額を記載すること。
3) 「立憲党プログラム費(立憲党推進事業)」及び「生活保護正高福祉推進事業」の各額には、市及び福祉事務所を記載する町区分を要しないこと。
4) (7) (15)のA欄からは、別添の「セーフティネット支援費等非常災害補助金法律費(地域福祉推進事業費)」に依って記載すること。
5) F国に平成30年度の事業がまだ未だ残念は切り捨てること。

(別紙1-2)

平成24年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書
介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)

都道府県名

1 都道府県別表

(注1 C欄には、A欄とB欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
2 F欄にはC欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
3 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉増進事業分)

都道府県
指定都市
中核市

(単位:円)

区 分 種 目		事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象事業の 支出額	基準額	決定額	県・指定都市 補助基本額	県・指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所定額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
地域福祉 増進事業	地域福祉推進支援事業										
	民生委員・児童委員研修事業										
	福祉人材 確保推進事業	都道府県福祉人材 センター運営事業									
		介護福祉士等 研修資金交付事業									
	外国人介護福祉士研修等外国人施設学習支援事業										
	都道府県等の選別等研修事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	社会福祉法人財会計基準研修事業										
	消費者生活協同組合指導監督事業										
	災害救助 対策等事業	災害救助対策事業									
		国民保護(救護) 関連対策事業									
	小 計										
	地域福祉 支援事業	生活福祉資金 貸付事業									
		貸付事業推進費(事務費)									
		貸付事業推進費 (事務費(定額分))									
		貸付原資(要保護分)									
		貸付原資(要保護等分)									
		貸付原資(一般分)									
	障害者福祉推進員会設置運営事業										
	小 計										

【記入要領】

1 関係補助事業について

(1) F欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の決定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) J欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、F欄の額にそれぞれ補助率を乗じて得た額を記入すること。

2 関係補助事業について(※記入要領1の(1)及び(3)は、関係補助事業についても同様の取扱いとする。

J欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

別添

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書(地域福祉増進事業分)

都道府県
指定都市
中核市

(単位:円)

区 分 種 目		事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象事業の 支出額	基準額	決定額	県・指定都市 補助基本額	県・指定都市 中核市 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所定額
		A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J
地域福祉 増進事業	地域福祉推進支援事業										
	民生委員・児童委員研修事業										
	福祉人材 確保推進事業	都道府県福祉人材 センター運営事業									
		介護福祉士等 研修資金交付事業									
	外国人介護福祉士研修等外国人施設学習支援事業										
	都道府県等の選別等研修事業										
	社会福祉法人指導監督事業										
	社会福祉法人財会計基準研修事業										
	消費者生活協同組合指導監督事業										
	災害救助 対策等事業	災害救助対策事業									
		国民保護(救護) 関連対策事業									
	小 計										
	地域福祉 支援事業	生活福祉資金 貸付事業									
		貸付事業推進費(事務費)									
		貸付事業推進費 (事務費(定額分))									
		貸付原資(要保護分)									
		貸付原資(要保護等分)									
		貸付原資(一般分)									
	障害者福祉推進員会設置運営事業										
	小 計										

【記入要領】

1 関係補助事業について

(1) F欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。ただし、「小計」のF欄については、各事業の決定額を積み上げた金額を記入すること。

(2) J欄は、F欄の額を記入すること。

(3) J欄は、F欄の額にそれぞれ補助率を乗じて得た額を記入すること。

2 関係補助事業について(※記入要領1の(1)及び(3)は、関係補助事業についても同様の取扱いとする。

J欄は、F欄とH欄とを比較して少ない額を記入すること。

別添2 (削除)

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書市区町村別内訳表

都道府県 名										
①地域福祉等推進特別支援事業（地域福祉等を活性化させる事業）										
	市区町村名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費支出済額	基準額	選定額	都道府県補助金基本額	都道府県補助額	国庫補助基本額
		A	B	(A－B) C	D	E	F	G	H	I
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化させる取組	〇〇〇市町村									
	〇〇〇市町村									
	小計（カ所）									
生活不安定者に対する自立支援の取組	〇〇〇市町村									
	〇〇〇市町村									
	小計（カ所）									
合計（カ所）										

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較して少ない方の額を記載すること。
2 G欄には、F欄の額に4分の3を乗じて得た額を記載すること。
3 I欄には、G欄とH欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
4 J欄には、I欄の額に3分の2を乗じて得た額を記載すること。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

2 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分）を除く。）

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

3 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分）

日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）を除く。）

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

別添2 (1) イ (略)

別添2 (1) イ (略)

別添2 (1) ウ (削除)

ウ 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランボリン機能の強化）

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

別添2 (2) (略)

別添2 (2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 地域福祉基盤整備事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

(3) 地域福祉増進事業

ア 地域福祉基盤整備事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 同じ事業については、別業とならないよう配慮すること。

3 介護福祉士等修学資金貸付事業(団体実施分)を除く。

(3) イ～ウ (略)

エ 安心生活基盤構築事業 (うち安心生活創造推進事業分)

都道府県
指定都市
中核市 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

(3) イ～ウ (略)

エ 安心生活創造事業

指定都市
中核市 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

才 安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）

都道府県
指定都市 名

（単位：円）

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

カ 地域資源・人材育成支援事業

都道府県
指定都市 名
中 埜 市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳	支出済額	積算内訳
	科 目		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式4の別紙1(所要積算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

主 ひきこもり対策推進事業

都道府県
指定都市 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		積算内訳
	科 目	支出済額	
ひきこもり対策 推進事業 (1か所目) ()			
	計		
ひきこもり対策 推進事業 (2か所目) ()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 ひきこもり地域支援センター1か所ごとに、積算すること。

2 地域生活定着促進事業

都道府県 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		積算内訳
	科 目	支出済額	
地域生活定着促進 事業 ()			
	計		

(注) 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

オ ひきこもり対策推進事業

都道府県
指定都市 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
ひきこもり対策 推進事業 (1か所目) ()			
	計		
ひきこもり対策 推進事業 (2か所目) ()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 ひきこもり地域支援センター1か所ごとに、積算すること。

カ 地域生活定着促進事業

都道府県 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
地域生活定着促進 事業 ()			
	計		

(注) 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

キ (削除)

キ 地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業（団体実施分）

都道府県名

(単位：円)

事業名	支出済額内訳	
	科 目	支出済額
介護福祉士等 修学資金貸付事業 (団体実施分)		
	計	

(注) 支出済額の合計金額と別紙1-2のA(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

(4) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調査事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

別紙2 (1) ア～ウ (略)

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

都道府県
指定都市 名
中核市

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調査事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

別紙2 (1) ア～ウ (略)

エ 安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

都道府県
指定都市
中核市名

事業名	委託先	事業実績

エ 安心生活創造事業

指定都市
中核市名

事業名	委託先	事業実績

オ 安心生活基盤構築事業（うち日常生活自立支援事業分）

都道府県

指定都市 名

事業名	委託先	事業実績

カ 地域資源・人材育成支援事業

都道府県

指定都市 名

中 核 市

事業名	委託先	事業実績

(注) 1 同じ事業については、別業とならないよう配席すること。

2 要綱別紙様式4の別紙1（所要額算出内訳書）に記載した順に事業を並べて記載すること。

キ ひきこもり対策推進事業実績報告書

都道府県
指定都市 名

事業名	委託先	事業実績	

(注) 事業実施主体ごとに作成すること。

ク 地域生活定着促進事業実績報告書

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績	

オ ひきこもり対策推進事業実績報告書

都道府県
指定都市 名

事業名	委託先	事業実績

(注) ひきこもり地域支援センター1か所ごとに作成すること。

カ 地域生活定着促進事業実績報告書

都道府県 名

事業名	委託先	事業実績

キ (削除)

キ 地域福祉基盤整備事業

介護福祉士等修学資金貸付事業 (団体実施分)

都道府県名 _____

事業名	補助先	受入年月日	受入額	備考
介護福祉士等 修学資金貸付事業 (団体実施分)				

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別精算額内訳

(注) 1 下例には、C 側と D 側と E 側と比較していずれか少ない方の割合を記入すること。
2 ①から⑤については、H 側には F 側の値を、I 側には H 側の値に別表に定めるそれその値の割合を乗じて得た値を記載すること。
3 また、①から③については、H 側には F 側の値と G 側とを比較して少ない値を記載すること。(ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。)

平成 1 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金市（区）町村別積算額内訳

[illegible]

別紙様式 13

番
年 月 号
日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分) の事業実績報告について平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
(注) 国庫補助所要額(精算額調書中、H欄に記載されるべき金額)を記入すること。
- 2 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)精算額調書(別紙1)
- 3 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)事業実施報告書及び
支出済額内訳書(別紙2)
- 4 事業概略書(別紙3)
- 5 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)決算(見込)書抄本。
(注) 決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
(2) 調査研究等事業については、調査研究等の報告書(成果物) 11部を添付すること。また、報告書
は別紙4を参考に作成すること。
(3) その他、事業の内容について参考となる資料を添付すること。

別紙2～4 (略)

別紙様式 11

番
年 月 号
日

厚生労働大臣 ○○○○ 殿

法人名及び代表者名 ○○○○ 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(社会福祉推進事業分) の事業実績報告について平成 年 月 日厚生労働省発社援第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
(注) 国庫補助所要額(精算額調書中、H欄に記載されるべき金額)を記入すること。
- 2 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)精算額調書(別紙1)
- 3 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業分)事業実施報告書及び
支出済額内訳書(別紙2)
- 4 事業概略書(別紙3)
- 5 添付書類
(1) 平成 年度歳入歳出(収入支出)決算(見込)書抄本。
(注) 決算書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること。
(2) 調査研究等事業については、調査研究等の報告書(成果物) 11部を添付すること。また、報告書
は別紙4を参考に作成すること。
(3) その他、事業の内容について参考となる資料を添付すること。

別紙2～4 (略)

別紙様式 14

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 者 印

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業分))の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発社援 第 号をもって交付の決定を受けた標記補助
金に係る事業の実績報告について、次のとおり報告する。

- (1) 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金
(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分) 精算書(別記1)
- (2) 対象経費支出済額算出明細書(別記2)
- (3) 事業実績報告書(別記3)
- (4) 収入支出決算書
- (5) その他参考となる資料

別記1

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金(寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)分)補助金精算書

(円)

総事業費	寄付金 その他の 収入額	差 引 額 (A－B)	対象経費 支出額	基 準 額	消 定 額 (DとEとを 比較して少 ない方の額) F	国庫補助 所要額 (CとFとを 比較して少 ない方の額) G	国 庫 補 助 金 支 付 決 定 額 H	国 庫 補 助 金 要 入 額 I	差 引 過 △不足額 (I－G)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

(注) G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記 2

対象経費支出済額算出明細書

区分	費用の額	積算内訳・内容
俸給		・専門員 〇〇円×〇人 ・コーディネーター 〇〇円×〇人 ・電話相談員 〇〇円×〇人 ・支援員 〇〇円×〇人 ・協力員 〇〇円×〇人
諸手当		
社会保険事業主負担金		
諸謝金		
職員旅費		
委員等旅費		
庁費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
うち電話関係費		・電話敷設 ・電話基本料 ・通話料
光熱水料		
借料及び損料		
会議費		
燃料費		
賃金		
雑役務費		
委託料		
合計		

別記3

寄り添い型相談支援事業(全国支援事業)実績報告書

1. 中央センターの設置

所在地

職員配置	氏名	資格	専門分野	略歴
専門員				
コーディネーター				
電話相談員				

電話回線数	相談件数

2. 地域センターの設置

担当地域	運営者	電話回線数	相談件数	訪問件数	職員配置
					電話相談員：○人、支援員：○人

※職員名簿を添付すること

3. 協力団体

担当地域	運営者	電話回線数	訪問件数	職員配置
				電話相談員：○人、協力員：○人

※職員名簿を添付すること

4. 広報・普及啓発方法

別紙様式 15

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネ
ット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 その他参考となる資料

別紙様式 12

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

市（区）町 村 長

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る
事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度セーフティネ
ット支援対策等事業費補助金に係る事業実績報告について、次の関係書類を添えて報告す
る。

- 1 平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書（別紙）
- 2 当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 3 その他参考となる資料

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市 (区) 町村名

(単位: 円)

1 市 (区) 町村分総表

区 分	事業費	交付金その他の収入額	繰引額	対象経費の支出額	基盤費	増元額	市町村交付補助額	国庫補助金本額	国庫補助金所屬額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入額	国庫補助金通△不足額
	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-1)L
自立支援プログラム指定実施推進事業												
計												
生活保護適正実施推進事業												
①生活保護適正化事業												
②虐待防止等事業												
③(補助率1/2.5分1)所屬												
④町村福祉事務所設置												
⑤救護費支援事業												
計												
地域福祉推進事業												
①地域福祉推進計画策定												
②地域福祉推進計画実施												
③(1)緊急生活支援実施事業												
④(2)緊急生活支援実施事業												
⑤(3)緊急生活支援実施事業												
計												
⑥生活困窮者自立支援支援事業												
⑦中国残留帰国者等生活支援事業												
⑧自立支援プログラム指定実施推進事業												
地域福祉推進事業												
①地域福祉推進計画策定												
②地域福祉推進計画実施												
③(1)緊急生活支援実施事業												
④(2)緊急生活支援実施事業												
⑤(3)緊急生活支援実施事業												
計												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(3)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に所定に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(4)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。ただし、平均率の算出が生じた場合は切り捨てること。

(別紙)

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算書

市 (区) 町村名

(単位: 円)

1 市 (区) 町村分総表

区 分	事業費	交付金その他の収入額	繰引額	対象経費の支出額	基盤費	増元額	市町村交付補助額	国庫補助金本額	国庫補助金所屬額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入額	国庫補助金通△不足額
	A	B	(A-B)C	D	E	F	G	H	I	J	K	(K-1)L
自立支援プログラム指定実施推進事業												
計												
生活保護適正実施推進事業												
①生活保護適正化事業												
②虐待防止等事業												
③(補助率1/2.5分1)所屬												
④町村福祉事務所設置												
⑤救護費支援事業												
計												
地域福祉推進事業												
①地域福祉推進計画策定												
②地域福祉推進計画実施												
③(1)緊急生活支援実施事業												
④(2)緊急生活支援実施事業												
⑤(3)緊急生活支援実施事業												
計												
⑥生活困窮者自立支援支援事業												
⑦中国残留帰国者等生活支援事業												
⑧自立支援プログラム指定実施推進事業												
地域福祉推進事業												
①地域福祉推進計画策定												
②地域福祉推進計画実施												
③(1)緊急生活支援実施事業												
④(2)緊急生活支援実施事業												
⑤(3)緊急生活支援実施事業												
計												

(注) 1 F欄には、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方の額を記載すること。

2 (1)から(3)については、H欄にはF欄の額を、I欄にはH欄の額に所定に定めるそれぞれの補助率を乗じて得た額を記載すること。また、(4)については、H欄にはF欄とG欄とを比較して少ない額を記載すること。ただし、平均率の算出が生じた場合は切り捨てること。

2 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分）を除く。）

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

2 支出済額内訳書

(1) 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業（居宅生活移行支援事業（間接補助分）・
日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）を

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

2 (1) イ (略)
2 (1) ウ (削除)

2 (1) イ (略)

ウ 日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（自立支援におけるトランポリン機能の強化）

市区町村名

（単位：円）

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

2 (2) (略)
2 (3) ア (略)

イ 安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

市区町村 名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	合計		

（注）支出済額の合計金額と別紙1のD（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

2 (2) (略)
2 (3) ア (略)

イ 安心生活創造事業

市区町村 名

（単位：円）

事業名 （実施期間）	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	合計		

（注）支出済額の合計金額と別紙1のD（対象経費の支出済額）の金額は一致すること。

ウ 地域資源・人材育成支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	種算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注) 1 支出済額の合計金額と別紙1のD(対象経費の支出済額)の金額は一致すること。

2 要綱別紙様式7の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

(4) 生活困窮者自立促進支援モデル事業

市区町村名

(単位：円)

事業名 (実施期間)	支出済額内訳		
	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名

(単位: 円)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調査事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

(4) 中国残留邦人等地域生活支援事業

市区町村名

(単位: 円)

事業名	支出済額内訳		
(実施期間)	科 目	支出済額	積算内訳
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
()			
	計		
	合計		

(注1) 本表は実施主体ごとに作成する。

(注2) 事業名の欄には、「中国残留邦人等地域生活支援事業の交付方針等について」の協議様式別紙2の「セーフティネット支援対策等補助金所要額調査事業別内訳書」の事業名と一致させること。また、同一事業内において、複数の事業内容を行った場合は事業内容毎に記入すること。(例えば、日本語交流事業にて、料理教室や健康教室等の複数の事業内容を行った場合はそれぞれの事業内容毎に記入すること。)

3ア (略)

イ 安心生活基盤構築事業（うち安心生活創造推進事業分）

市区町村 名

(単位：円)

実施主体	事業名	委託先	事業実績

3ア (略)

イ 安心生活創造事業

市区町村 名

(単位：円)

実施主体	事業名	委託先	事業実績

ウ 地域資源・人材育成支援事業

市区町村 名

(単位：円)

事業名	実施主体	委託先	事業実績

(注) 要綱別紙様式7の別紙(所要額算出内訳書)に記載した順に事業を並べて記載すること。

4 (略)

別紙様式 16

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付額確定通知書

市 (区) 町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフティネット
支援対策等事業費補助金については、平成 年 月 日第 号事業実績報告
に基づき、平成 年 月 日第 号をもって交付額が金 円に確定さ
れたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第18条第2項の規定により平成 年
月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

4 (略)

別紙様式 13

番 号

平成 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金交付額確定通知書

市 (区) 町 村

平成 年 月 日第 号で交付決定された平成 年度セーフ
ティネット支援対策等事業費補助金については、平成 年 月 日第
号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日第 号をもって交付
額が金 円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第18条第2項の規定
により平成 年
月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事